

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務のご案内

1. 業務内容

- ・ 認定基準の10区分のうち、各所管行政庁が定める区分の技術的審査
- ・ 適合証の交付

2. 業務区域 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

3. 業務範囲 一戸建ての住宅、共同住宅等の新築住宅

4. 業務開始時期 平成21年5月中旬から

5. 技術的審査料金

○一戸建ての住宅

技術的審査単独申請の場合。

設計住宅性能評価申請料金を1.5を乗じた料金

例) 大阪府内 延べ面積150㎡ 木造2階建ての場合

$27,000 \times 1.22 \times 1.5 \times 1.05$ (消費税) = 51,000円 (千円未満切捨て)

設計住宅性能評価と同時申請の場合

設計住宅性能評価申請料金を0.5を乗じた料金

例) 大阪府内 延べ面積150㎡ 木造2階建ての場合

$27,000 \times 1.22 \times 0.5 \times 1.05$ (消費税) = 17,000円 (千円未満切捨て)

設計住宅性能評価申請料+技術的審査料金=34,000+17,000=51,000円

○共同住宅等

技術的審査単独申請の場合

住宅性能評価申請料金を2.5を乗じた料金

設計住宅性能評価と同時申請の場合

住宅性能評価申請料金を1.5を乗じた料金

※変更に係る技術的審査依頼を要する場合の手数料は、上記技術的審査依頼時の手数料の半額とします。

同時申請のメリット

※設計評価を取得する場合

- (1) 購入する住宅の性能が分かります。
- (2) 共通のものさしで住宅性能の比較検討ができます。
- (3) 耐震性能や省エネ対策など、重視したい性能に対する客観的評価が分かります。

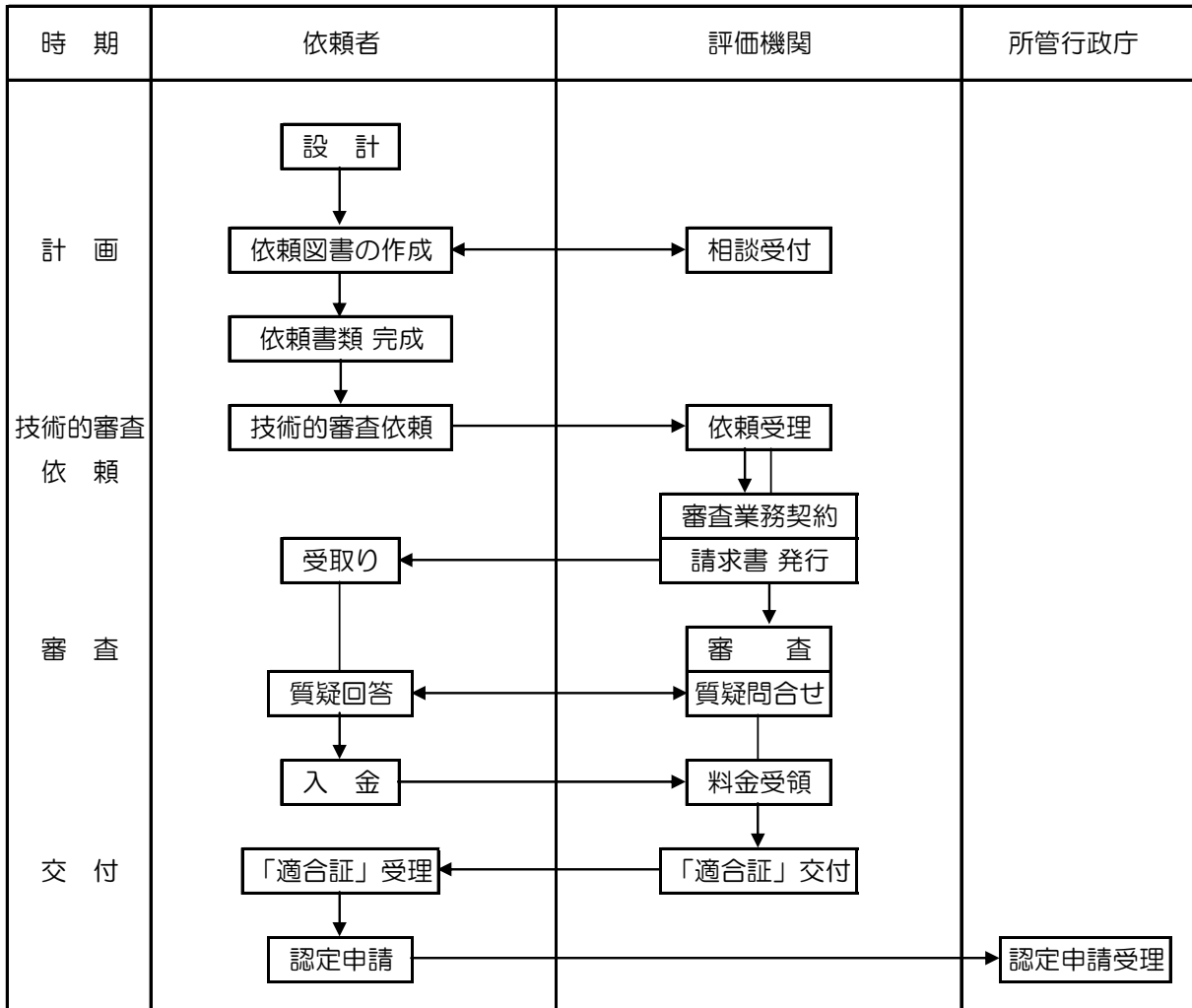
※建設評価を取得する場合

- (1) 住宅の欠陥が見つかった場合には、住宅紛争処理機関（[財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター](#)）に申し立てると、調停や仲裁を行ってくれます。手数料も非常に安価です。
- (2) 金融機関の金利優遇制度の対象となります。（建設住宅性能評価書付住宅）
- (3) 住宅性能表示を利用すると10分野の1つ耐震等級に応じて、地震保険料の割引を受けることができます。
等級1で10%、等級2で20%、等級3で30%、住宅ローンを借りる場合も住宅性能表示を利用すれば、一定の金融機関でローン金利の割引を受けることができます。
- (4) 資産価値の維持
住宅性能評価書交付住宅は、売却する際に、査定が有利になる可能性があります。また、買い手にも有利な住宅ローンを利用できるなどのメリットがあるため、中古売買がスムーズに行えます。

6. 業務フローチャート

- (1) 依頼者は、所管行政庁に認定申請する前に弊社に技術的審査を依頼することができます。
- (2) 依頼があった場合には、弊社は依頼を受理し、技術的審査を行います。
- (3) 技術的審査が終了し、内容の適合が確認できた後に適合証を依頼者に交付します。

業務の流れ（所管行政庁に認定申請する前に評価機関が技術的審査する場合）



（住宅性能評価・表示協会「技術的審査業務規程・技術的審査の手引き」より）

7. 依頼図書の流れ

○提出書類

- A・認定申請書（省令・第一号様式）
- B・技術的審査依頼書（業務規定・別記様式一号）
- C・添付図書

をそれぞれ正副2部を弊社に提出してください。

- (1) 技術的審査が終了し、内容の適合が確認できた後に、副本一部を添えて適合証を依頼者に交付します。
- (2) その後、依頼者は、所管行政庁に認定申請書の正本、副本に適合証とその写しを添付し申請を行います。ただし、適合証に記載された認定基準の区分以外については、別途図書が必要になる場合があるほか、適合証を添付することにより、一部の図書が不要となる場合があります。

< 依頼図書の流れ（一般の流れ） >

